

第2部 ふれあい学習

第1章 生涯学習

1 生涯学習の推進

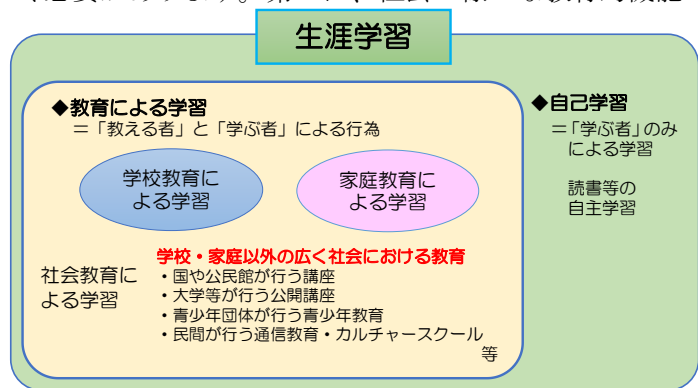
(1) 生涯学習とは

生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、一人一人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするもので、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段や方法を自ら選びながら、生涯を通じて行う学習です。生涯学習には、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるものだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動や社会貢献活動等の中で行われる、あらゆる学習活動が含まれます。

また、教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。

生涯学習社会の実現を目指すためには、第一に、人々が自ら学習しようとする意欲を高め、自ら学んでいくことができる力を育成していく必要があります。第二に、社会の様々な教育的機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備し、学習の機会や学習の成果を生かす場の更なる充実を図る必要があります。

生涯学習の概念は右図のように表すことができますが、生涯学習社会の実現に向けては、学校教育、社会教育^{*1}、家庭教育の3つが連携しながら取り組んでいくことが重要です。



社会教育^{*1}

「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（社会教育法第2条「社会教育の定義」 S24.6）

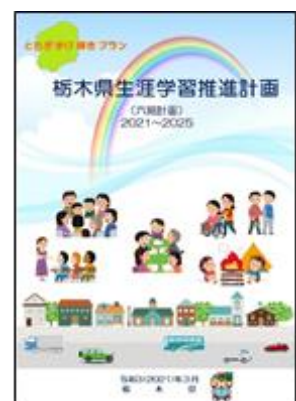
(2) 栃木県生涯学習推進計画（六期計画）2021～2025 とちぎ 学び 輝き プラン

本計画は、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げる将来像の実現に向け、生涯学習関連施策を明らかにし、本県の生涯学習を推進するための基本指針とするもので、「栃木県教育振興基本計画2025」をはじめとする各種計画との調和を図っています。

本県の生涯学習を推進していくに当たり、目指す県民像を「主体的に学び、多様な人々と協働しながら、地域や社会で生き生きと行動する県民」とし、その実現に向けた基本目標を「学び、つながり、活躍できる人づくり」としました。

この基本目標の達成に向け、「自立」「協働」「創造」の3つの方向性から基本施策とそれを支える生涯学習の基盤づくりを施策の体系として、生涯学習を推進していきます。

（参考：栃木県生涯学習推進計画（六期計画）2021～2025 とちぎ 学び 輝き プラン）



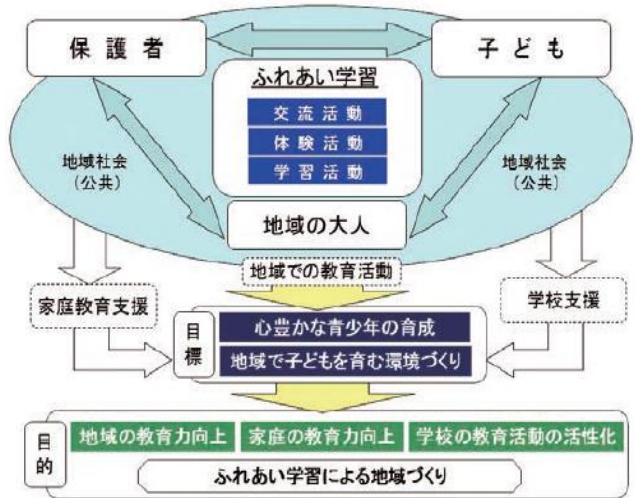
2 ふれあい学習の推進

(1) ふれあい学習

ふれあい学習とは、子供同士、大人同士、子供と大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動を指します。ふれあい学習は、これらの活動を通して、学校・家庭・地域社会が連携・協力し、子供の「生きる力」を育みながら、家庭と地域の教育力の向上を目指すための「地域づくり」を目的とした取組です。

ア 取組の推進

- (ア) 「ふれあい学習」の現状の把握や評価を基に、全県的な推進方策を企画し、各市町や公民館、関係機関等へ情報・資料提供等を行い、取組の充実を図る。
- (イ) 幅広い地域住民や企業・団体等のネットワークづくりを支援し、各地域で実施される「ふれあい学習」の取組に、より多くの人々の参画を促す。
- (ウ) 子供との関わりの中で、ともに大人も学び合い育ち合う活動の充実に向けて、地域の様々な教育活動に携わる関係者の資質の向上を図るための研修を充実させる。



【ふれあい学習の概念図】

イ 学校と地域の連携・協働の推進

- (ア) 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、「地域とともにある学校」づくり及び、地域学校協働本部等の学校を支える地域の組織体制整備を支援する。
- (イ) 学校と地域の総合的な調整を担う地域コーディネーターや地域学校協働活動推進員の養成に努めるとともに、活動の充実につながる情報提供等の支援を行う。
- (ウ) 学校と地域が連携・協働した活動を効果的・効率的に推進するため、地域連携教員をはじめ、教員を対象とした研修及び情報の提供を行う。

ウ 家庭教育への支援

- (ア) 家庭教育支援プログラム等を活用した家庭教育に関する学習の機会を市町と連携して提供するため、家庭教育支援プログラム指導者研修を実施し、指導者の養成を図る。
- (イ) 家庭教育を支援するための学習活動や相談活動を行う家庭教育オピニオンリーダーを養成し、子育て中の保護者に対する支援を行う。
- (ウ) 子育てや家庭教育に悩みや不安をもつ保護者や、いじめなどの問題を抱えている子供が、いつでも相談できる体制を整える。

(参考：栃木県教育振興基本計画 2025—とちぎ教育ビジョン—R3. 2)



家庭教育支援プログラム指導者研修



家庭教育オピニオンリーダー研修



家庭教育支援プログラム

(2) ふれあい学習推進のための様々な取組

本県では、次のような様々な取組を行い、ふれあい学習の推進に大きな効果を上げています。

ア ふれあい学習出前講座

ふれあい学習推進の一環として、学校の教職員を対象とした現職教育や、保護者を対象とした家庭教育学級等で以下のような講座を実施しています。依頼内容に応じて様々な講座に対応します。各講座には、那須教育事務所ふれあい学習課職員等を派遣します。



P T A 研修での出前講座(家庭教育)

分野	講座内容
人権教育	○よりよいコミュニケーションについて 等
家庭教育	○子供のいいところを伸ばそう 等
地域連携	○学校と地域の連携・協働について 等

イ 児童生徒文化関係事業

児童生徒を対象に本物の芸術に触れる機会を提供し、豊かな情操の涵養と芸術活動への参加機運を醸成することを目的とします。本年度の実施状況は、下表のとおりです。

事業名	内容
巡回伝統芸能公演事業	落語～はなしの伝統芸能～
学校訪問演奏会事業	音楽ってすばらしい！学校でこんにちは！
移動音楽鑑賞教室事業	～SWING！！～ ブラックボトムブラスバンド演奏会
文化芸術による子供育成推進事業 (巡回公演事業)	演劇、ミュージカル、バレエ、歌舞伎・能楽、演芸、オーケストラ、合唱 等



巡回伝統芸能公演事業



学校訪問演奏会事業



文化芸術による子供育成推進事業

ウ とちぎ子どもの未来創造大学推進事業

(7) とちぎ未来大使「夢」講座

県内外で活躍する「とちぎ未来大使」を講師に迎え、それぞれの講師の得意分野を生かしたプログラムを実施しています。中学校時代の経験や自らの目標を達成した過程を講話や実演、交流等を通して中学生に伝え、夢をもたせ、考えさせる機会を提供します。



とちぎ未来大使による「夢」講座

(4) 「本物」体験講座

小学4年生～中学3年生の児童生徒を対象に、県内の高等教育機関、民間企業等と連携しながら、「本物」に触れる学習機会を提供します。講座には、実施機関を会場にして行う現地講座と市町の公民館等に実施機関の講師が出向いて行う出前講座があります。



出前講座「ドローンを体験しよう」

3 学校と地域が連携・協働した活動の推進

(1) 学校と地域の目指すべき連携・協働の姿

子供たちの生きる力は、学校だけで育まれるものではなく、家庭や地域の多様な人々が関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものです。地域社会とのつながりや信頼できる大人との多くの関わりを通して、子供たちは心豊かにたくましく成長していきます。これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿として次の3点があげられます。

○ 地域とともにある学校への転換

学校運営に地域住民や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことが求められています。

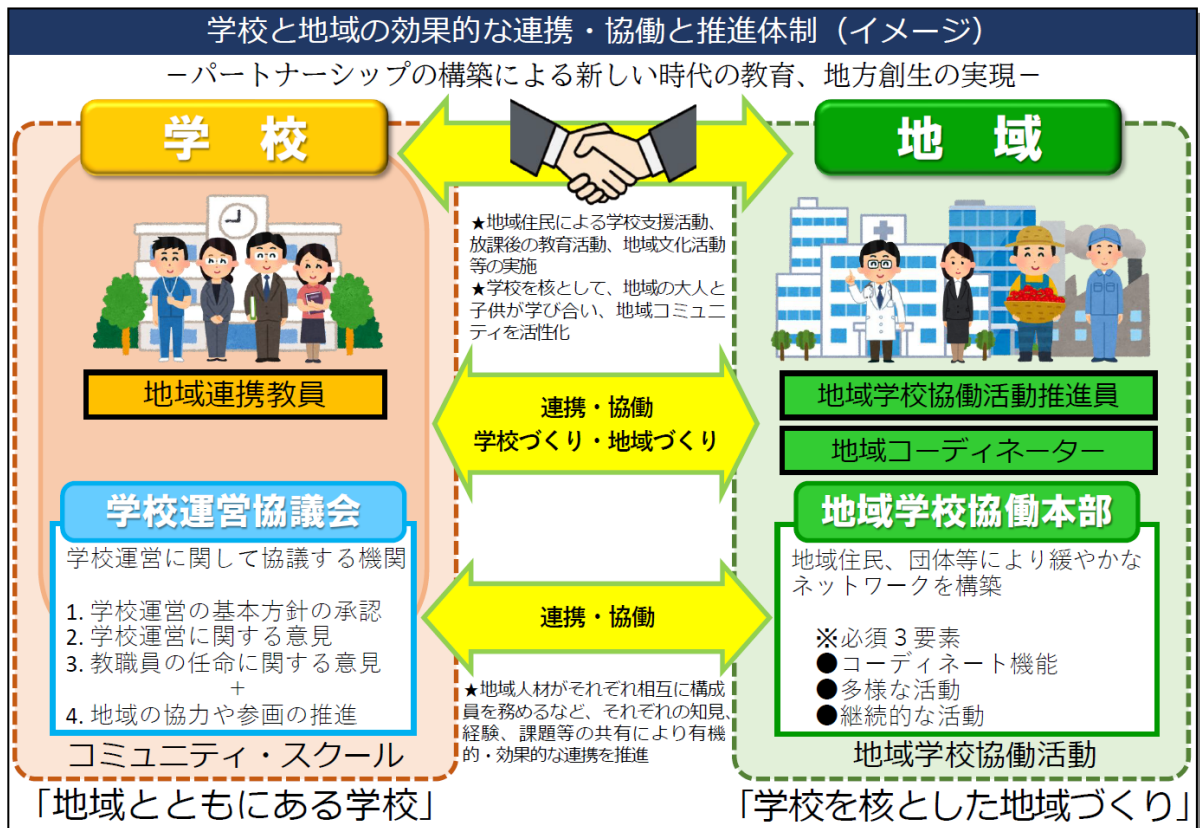
○ 子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

学校と地域が連携・協働するだけでなく、子供の育ちを軸に据えながら、地域社会にある様々な機関や団体等がつながり、また住民自らが学習することで、大人同士の絆や学びが深まります。学校との協働活動に参画する住民一人一人が学び合う場をもって、子供の教育や地域の課題解決に関して共に学び続けていくことは、生涯学習社会の実現のためにも重要です。

○ 学校を核とした地域づくりの推進

地方創生の観点からも、学校という場を核とした連携・協働の取組を通じて、子供たちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図ることが重要となっています。

これらの点を踏まえ、以下のような推進体制を整えながら各学校における連携・協働活動を推進していくことが求められています。



(2) 学校と地域が連携・協働する際のキーパーソン「地域連携教員」

学校と地域の連携・協働のキーパーソンは、学校側の窓口となる地域連携教員と地域側の窓口となる地域コーディネーターや地域学校協働活動推進員といえます。お互いが連携することで、「地域とともにある学校」づくりや地域学校協働活動を効果的・効率的に推進することができます。

ア 地域連携教員の職務

(7) 総合調整に関すること

地域連携教員は、「プランナー（企画者）」として学校全体の地域連携活動のマネジメントや体制づくり等の役割を担います。

地域連携に関する計画の作成及び見直し

<p>【年度始め】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進目標、努力点及び具体策、活動計画を確認します。 ・ 教科・領域等の年間活動計画に、地域連携活動が位置付けてあるか確認します。 	<p>【年度末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携活動に関する事後評価や学校評価を活用して、課題を明確化し、計画を見直します。 ・ 教科・領域等の年間活動計画の地域連携活動を見直します。 ・ 校内のニーズ調査を実施し、「地域連携の4つの視点」（下図）を活用して、必要があれば新たな活動を導入します。 ・ 次年度の校内研修に地域連携に関する研修を位置付けます。
--	---

地域連携に関する校内研修の企画・運営 ※【 】は研修方法例

<p>○地域連携の経緯や意義について 【外部の専門職員等による講話】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令や答申等の流れの確認 ・ 学習指導要領での位置付け ・ 生涯学習社会における学校教育 ・ 子供の生きる力と地域連携 ・ 地域とともにある学校づくり ・ 学校・家庭・地域の連携の意義 等
<p>○地域連携の体制づくりについて 【担当や関係職員による説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集・発信の方法 ・ 地域連携についての共通理解 ・ 学校支援ボランティアの受入れ体制 ・ 校内の環境整備（地域連携コーナーの設置や地域活動ルームの整備） ・ 近隣の学校との連携体制 等
<p>○地域連携に関する活動づくりについて 【事例研究・フィールドワーク・ワークショップ 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科・領域等における地域連携活動の在り方（事例研究） ・ 地域理解の促進（歴史、文化、自然、産業、施設、企業 等）（フィールドワーク）
<p>○その他 【打合せ・資料配布・掲示・情報のデータベース化 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝の打合せでの伝達 ・ 資料の印刷配付 ・ 研修した技能の伝達 ・ 校内の地域連携コーナーの掲示 ・ 共用の情報ファイルへの収集 等

地域連携の4つの視点

<p style="text-align: center;">【地域の人材を生かす】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校支援ボランティアによる活動 ・ 学習支援：読み聞かせ、各教科等への支援 ・ 環境支援：遊具の塗装、花壇・図書室の整備、HP作成、防犯パトロール 等 ○ 企業や高等教育機関等との連携 ・ キャリア教育、出前授業 等 	<p style="text-align: center;">【地域の資源を生かす】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域資源を活用した校外学習 ・ 文化財、職場体験、学校間交流 等 ○ 社会教育施設の活用 ・ 公民館がもつ地域情報の活用 ・ 図書館、博物館等での調べ学習や体験学習 ・ 青少年教育施設等での体験学習 等
学 校	
<p style="text-align: center;">【学校の力を生かす】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の教育力を生かした活動 ・ 家庭教育学級、PTA研修、親子で物作り ・ 学校開放講座 等 ○ 学校施設を生かした活動と交流 ・ 防災キャンプ、宿泊体験 ・ 地域住民対象の合唱講座等の開設と児童生徒との合同学習 等 	<p style="text-align: center;">【地域へ参画する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域でのボランティア活動 ・ 清掃・福祉・文化活動 等 ○ 近隣・異校種・地域の団体との連携 ・ 地域一斉あいさつ運動 ・ 地域の祭りへの参加 ・ 地域探検、安全マップづくり 等

(イ) 連絡調整や情報収集・発信に関すること

地域連携教員は、「コーディネーター（調整者）」として地域コーディネーター等の地域人材と連携しながら、地域連携に関する活動の連絡調整や情報の収集・発信を進めていきます。

地域連携に関する活動の連絡調整

【連携先の例】

- ・地域コーディネーター、地域学校協働活動推進員、学習支援ボランティア
- ・公民館、地域コミュニティ、自治会、育成会 ・博物館 ・美術館 ・図書館
- ・郷土資料館 ・社会福祉協議会 ・家庭教育オピニオンリーダー
- ・近隣の小・中・義務教育学校、県立学校の地域連携教員 等

具体的な調整へ

【連絡調整方法の手順】

- ①依頼内容（必要な人材、活動日、活動内容等）の連絡
直前の連絡にならないよう、日程にゆとりをもつことが大切です。
- ②事前打合せの日程調整
学校支援ボランティア等が決まれば、授業担当者が調整することもできます。
- ③打合せ用紙の活用
活動のねらい・当日の流れ・学校支援ボランティアの活動等、記録に残すことで思い違いや確認不足等のトラブルを防ぐとともに、情報を次年度につなげるねらいもあります。

地域連携に関する情報収集・発信

学校と地域がお互いの情報を共有することは、活動の充実につながります。そのためには、年間を通して効果的に進めることができるよう、収集・発信する内容や方法等について工夫することが大切です。

【学校から発信】

管理職、学年主任、情報教育担当等、校内で連携を図りながら進めましょう。

〈学校から提供する情報の例〉

- ・児童生徒の学習や生活の様子
- ・学校支援ボランティア等、地域に依頼したい支援について
- ・地域連携に関する取組 等

〈発信の方法や機会の例〉

- ・学校のホームページ
- ・学校だより、学年だより
- ・授業参観日、学校公開日
- ・掲示板の活用（地域連携コーナー） 等

【地域から収集】

PTA会長、地域コーディネーター、公民館等と連携を図ることで、地域の情報を得やすくなります。

〈地域から提供してもらう情報の例〉

- ・自治会等、地域の活動団体の状況
- ・地域の文化財、社会教育施設について
- ・地域の人材情報 等

〈収集の方法や機会の例〉

- ・専門部、学年部会、地区懇談会
- ・学校運営協議会や地域学校協働本部会議
- ・地域カレンダー、地区だより 等

(ウ) 取組の充実に関すること

地域連携教員は、「アドバイザー（助言者）」として研修で学んだ知識・情報を生かし、他の教員の活動を支援します。

地域連携に関する取組の充実

〈地域連携に関する活動の実践〉

- ・担当教科や校務分掌等に応じた地域連携に関する教育活動の実践 等

〈地域連携に関する活動への支援〉

- ・教員が行う地域連携に関する教育活動への支援 等

〈計画や活動についての評価 等〉

- ・今年度の計画や活動等についての評価と次年度への活用 等

県教委ホームページでは、「地域連携教員のための手引き書」をはじめ、地域連携に関する参考資料をご覧ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/tiikirenkeikyoinkatudousienzigyou.html>



(3) 特色ある取組

ア 大田原市立金丸小学校【地域の力を生かした教育活動】

本校は、金田南中学校区に属し、自然豊かな環境と農村地帯にある小規模校です。地域の教育資源にも恵まれ、地域に根ざした学校として充実した教育活動が展開されています。

ここでは、児童の豊かな心を育むために行われている地域の力を生かした地域学校協働活動を中心に紹介します。

(7) 地域学校協働活動推進員との連携

【地域学校協働活動推進員と地域連携教員の打ち合わせ】

月に1回程度、地域学校協働活動推進員が来校して打合せを行っています。さらに推進員が、学校運営協議会の委員であることから学校運営協議会時にも打合せを行っています。

【活動の連絡調整業務】

地域連携教員が人材バンクを基に年度当初にまとめて地域学校協働活動推進員へ連絡し、後日詳細のみ担当学年担任が打ち合わせる形にしています。現在の推進員は、元保護者で公民館とのつながりもあるので、各学年の連携活動への理解が深く、各学年担当との打合せが効率よく行われています。



ザゼンソウ群生地見学

【主な地域学校協働活動】

トンボ団子作り（低学年）、菊作り（3年）、那須神社清掃（3～5年）、ザゼン草群生地見学・清掃（1・6年）、神楽指導（クラブ）があり、活動の効果として、児童の自然愛や郷土愛の醸成、コミュニケーション能力の向上等が挙げられます。



神楽指導（クラブ）

(4) 中学校区の学校運営協議会制度を生かした取組

【地域に学ぶ会】

児童生徒の郷土愛を育むため、学校運営協議会に提案し、3校の地域連携教員が中心となり活動を行いました。児童生徒へのアンケート調査から7つの講座を設定し、地域から講師募集を行いました。本校の地域学校協働活動推進員は調理を担当し、木工は奥沢小学校、将棋は金田南中学校など講師依頼を3校で分担しました。中学校を会場に実施し、希望する児童生徒が参加しました。



地域に学ぶ会（調理）

活動の主な効果としては、児童生徒も地域の指導者も楽しめたなど、お互いにメリットがあることや地域で児童生徒を育てていこうという意識を高められたことです。

【ながら見守り】

学校運営協議会で、登下校時の児童生徒の安全見守り活動について熟議を行っています。今後、中学校区での交通安全ボランティア活動を組織的に展開するための検討を進め、教職員の負担軽減を図る予定です。

【学校支援カレンダー】

地域連携教員が作成し、毎月、地域の各家庭に回覧しています。中学校区内の学校支援者募集のために発行しています。

7・8・9月学校支援カレンダー						
今年度も地域の皆様のお力を借りながら、教育活動を進めていきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。						
金田南学園						
学校	番号	期日	学年	内 容	人数	時間
金田南中	①	6月から	2年	勉強会	教員	2週1時間程度
	②	6月から	5年	家庭科：手紙の指導 玉ぼし、玉置の、波縫い、まつり縫いなど	3人程度	8時 11:30～12:00 11:30～12:00
	③	8月29日	全学年	花壇の除草作業（子供たちと一緒に）	5人程度	8:40～9:25 45分間
奥沢小	④	毎週月曜日		本の修理・整備	2人程度	2時間程度
	⑤	毎月2・4・6日	全学年	朝の読み聞かせ （9/23開催予定です。御協力をお願いします。）	5人程度	8:15～8:30
	⑥	常時		花壇の除草	無制限	1時間程度
金丸小	⑦	7月平日		花壇の整備（除草） 朝倉のよい時間にご協力いただければ助かります。	教員	30分程度
	⑧	7月平日		花壇の除草 朝倉のよい時間にご協力いただければ助かります。	教員	30分程度
	⑨	毎週火曜		図書の手直し、図書室掲示等 現在2名のボランティアが来てくれています。	教員	2時間
		8月19日 8:00～ 8:00		P.T.A第2回非作業者のとき、一緒に除草作業をお手伝いいただける方は、御協力ください。	制限なし	1時間半程度

学校支援カレンダー

イ 那須町立那須高原小学校【学校運営協議会を中心とする地域学校協働活動が推進された取組】

本校は、平成26年度に池田小学校と大沢小学校の2校の統合により開校し、本年度で10年目になります。その間、那須小学校との統合によって学区が広がり、地域の人的・物的環境に恵まれた中で、学校運営協議会を中心に学校と地域の連携・協働を推進し、特色ある教育活動を実践しています。

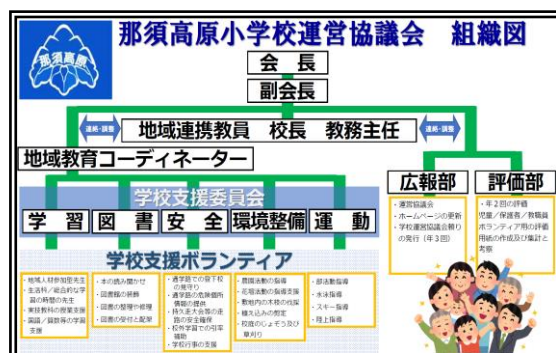
(7) 児童の声が届く学校運営協議会

【学校運営協議会の実際】

学校や地域が目標やビジョンを共有するために、学校運営協議会において学校経営方針や困り事を確認しています。また、児童が学校運営協議会で要望を直接伝える場を設けることで、学校運営協議会の委員が使命感をもって具体的な解決の手立てや取組について熱心な協議を行っています。

【学校運営協議会を経て実現した取組】

学校運営協議会で要望したロッカーの修繕は、地域の工務店の協力が得られ改善されました。また、学校周辺を飛び回るハチの駆除は、キャンプ場経営者のアドバイスで捕獲トラップを設置し、児童の活動場所の安全が図られました。これらの課題解決が迅速に行えるのは、学校運営協議会に学校支援委員会（学習・図書・安全・環境整備・運動）が位置付けられており、実動する学校支援ボランティアにつながることのできる組織体制が整えられているからです。



迅速な対応で学習環境が整うことだけでなく、児童が学校支援ボランティアの活動の様子を目にすることで、地域の方々が学校のために活動してくれていることへの感謝の気持ちが育まれるなど、付随する教育的効果が得られています。

(4) 地域学校協働活動の実践例

【学校と保護者・地域住民の協力】

地域連携教員と地域教育コーディネーターは、毎月1回のTR会議（地域連携会議）を行っています。地域連携教員は、各学年の地域連携年間計画に基づきボランティア要請を地域教育コーディネーターに伝えます。それを受けた地域教育コーディネーターは、関係する学校支援委員長へ連絡することで、児童の学習活動の支援が円滑に行われています。

【児童の主体的な活動への支援】

学校運営協議会で児童からあげられた学校施設整備に関する要望に対し、委員から学校で収穫したサツマイモを販売する提案が出されました。児童は、地域団体の協力を得て最寄りの道の駅のイベントでサツマイモの販売をしたり、イベントの手伝いをしたりするなど、自分たちの力で問題解決することを体験的に学ぶ機会を得ることができました。



なすとらん倶楽部わいわいフェアの様子

(7) 取組の成果

学校運営協議会に児童が参加することで、委員の心に火を点け、熱心な協議と、その後の活発な地域学校協働活動に結び付きました。また、次世代を担う子供たちを育てようとする地域住民の機運が高まりました。併せて、自発的に地域貢献しようとしたり、地域活性化に関わろうとしたりする、児童の郷土愛が育まれています。

ウ 那須塩原市立高林中学校【地域密着型探究活動】

本校は、校訓「共に生きる～友との共生、地域社会との共生、自然との共生」の下、目指す生徒像の一つである「仲間・家族・郷土を大切に作る生徒」の実現のため、保護者・家庭・地域との連携・協働により地域の中で共に育つ学校として充実・発展してきました。

本地区の特色として「そば」の生産が挙げられます。本校の生徒は「そば」を通して、地域を学び、地域と交流しており、自主性や表現力を身に付けます。

ここでは、本校そして本地区の特色ある教育活動「そばゼミ」「高林そばフェスタ高中」について紹介します。

(ア) 「高林そばフェスタ高中」をゴールとする「そばゼミ」

本校では20年以上前から、地域の一大イベントとして「高林そばフェスタ高中」が開催されています。そこでは、生徒と地域の方々が一緒にそばを打ち、みんなで味わったり、敬老会にふるまったりしてきました。

地域と深い関わりのある「そば」を、教育課程に組み込むことはできないか、そこで7年前から始まったのが、総合的な学習の時間「そばゼミ」です。探求の過程で生徒たちは、そば畑や水源、そば職人や地域の歴史を知る人といったところへ足を運び、地域の方々と交流しながら、自ら設定したテーマについて研究します。

さらには、「高林そばフェスタ高中」を探究活動のゴールに位置付け、地域の方々に研究結果を発表する場としました。

(イ) 「高林そばフェスタ高中」開催までの、学校と地域の主な役割

「高林そばフェスタ高中」は、地域学校協働本部事業です。そのため、地域連携教員や教頭が、地域学校協働本部会議で地域学校協働活動推進員と打合せをし、「高林そばフェスタ高中」開催に向けての協働体制を整えます。

学校（地域連携教員）	地域（地域学校協働本部、PTA）
「そばゼミ」 ・趣旨説明、協力依頼 ・学校ホームページや通知で情報発信 ・研究発表指導 ・「高林そばフェスタ高中」会場設営及びそば打ちに係る道具の準備	「高林そばフェスタ高中」 ・生徒向けそば講話、インタビュー対応 ・タウン誌、YouTube番組による情報拡散 ・敬老会対応、駐車場対応 ・生徒へのそば打ち指導 ・そば打ち実演、販売用そば準備

(ウ) 取組の成果と今後に向けて

「高林そばフェスタ高中」は、生徒と地域の方々がふれあう機会として、また、生徒も大人も一緒に学び合う場として、「学校を核とした地域づくり」を担っています。地域の方々からも好意的な意見を多く寄せられており、学校への理解や協力にもつながっています。

地域産業を多角的に探求し、研究結果を自分なりに表現する「そばゼミ」は、生徒のスキルアップだけでなく、地域を深く知るといった地域学習の面からも、高い教育効果が期待できます。

学校負担の軽減については、校内で検討しているところです。今後、本校に設置予定の「学校運営協議会」において、地域の方々とも協議を重ねていく予定です。



そば職人によるそば打ち指導



そば職人とPTAの協働

Q1 「コミュニティ・スクール」とは、どのような学校のことを言いますか。

A1 コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入し、学校運営協議会を置く学校を指します。

学校運営協議会とは・・・

法律に基づき、教育委員会から任命された委員が、一定の権限と責任をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

【学校運営協議会の主な3つの役割】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

Q2 「地域学校協働活動（地域学校協働本部）」について、教えてください。

A2 地域学校協働活動は、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

子供の成長を軸として、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域の創生につながっていくことが期待されます。例えば、子供たちが地域に出て行って郷土学習を行う、地域住民と共に地域課題を解決する、地域行事に参画して共に地域づくりに関わるといった活動が挙げられます。



学校と地域が連携・協働して行う様々な地域学校協働活動

地域学校協働本部は、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を母体として、より多くの、より幅広い層の地域住民等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことです。

【地域学校協働本部の3要素】

- ①コーディネート機能 地域住民等や学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整を担う役割
- ②多様な活動 より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施
- ③継続的な活動 地域学校協働活動の継続的・安定的な実施

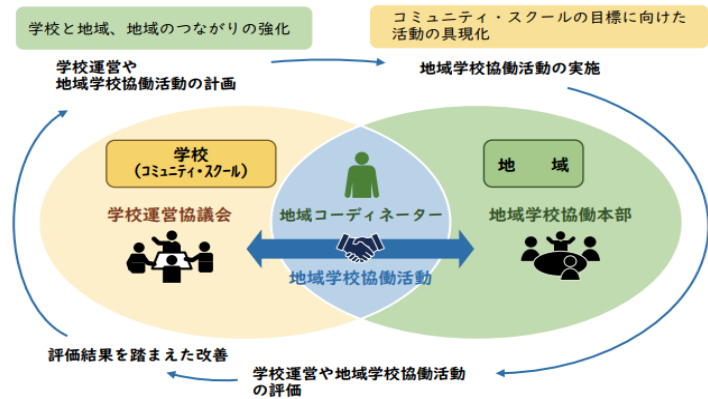
Q3 「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」とは？

A3 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要です。

学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施が求められています。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会の協議や熟議等がその役割を果たします。その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化につながります。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれがもつ役割を十分に機能させ、一体的に推進することで、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりにつながる活動が一層進んでいくことが期待されます。



【PDCAサイクルの構築】

学校と地域の連携・協働を効果的、継続的に行うためには、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」が求められています。

そのために、地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を中心として、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の関係者が学校と地域の目標や課題、学校運営協議会における協議の結果等の情報を共有し、相互に連携・協働した活動を実施するとともに、活動の評価や改善を行い、次の取組につなげていくといったPDCAサイクルを構築することが大切です。



Q&Aに関する内容は、栃木県教育委員会作成「学校と地域の連携・協働推進ハンドブック」を参考にしております。
 県ホームページ、または二次元コードから御覧いただけます。



地域連携教員の設置に関する指針

(平成 26 年 2 月 14 日 栃木県教育委員会教育長決裁)

第 1 目的

各学校に地域連携に携わる教員を「地域連携教員」として設置することにより、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開することを目的とする。

第 2 対象

本指針の対象校は、栃木県内の公立学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校）とする。

第 3 指名

地域連携教員は、対象校の教職員であって、次に該当する者のうちから、所属校の校長が指名し校務分掌に位置づける。

- (1) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 4 に規定する社会教育主事の資格を有する者
- (2) 校長、教頭でない者
- (3) 学校の状況により、(1)(2)の要件を満たす者を指名できない場合には、教頭も含め以下の要件を満たす教員を指名する。
 - ① 地域と関わる教育活動に積極的に取り組み、力を発揮していると認められる者又は学校と地域との連携において優れた実践力を有すると認められる者
 - ② 学校と地域との連携の重要性を十分に理解し、地域連携業務を推進する意欲を有すると認められる者

第 4 職務

地域連携教員は主に次の業務を行うものとする。

- (1) 学校と地域が連携した取組の総合調整に関する事
- (2) 学校と地域が連携した取組の連絡調整や情報収集に関する事
- (3) 学校と地域が連携した取組の充実に関する事

第 5 留意事項

- (1) 地域連携教員は、前項の業務を行うに当たっては、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）その他の関連法令の趣旨を踏まえ、生涯学習の視点に立って行わなければならない。
- (2) 校長は、地域連携教員が果たすべき職責を鑑み、校務上の調整、研修への参加、その他の必要な配慮を行うよう努めるものとする。

第 6 任期

- (1) 地域連携教員の任期は、指名された日の属する年度の末日までとする。
- (2) 地域連携教員は、再任されることができる。

第 7 その他

- (1) 県教育委員会は、地域連携教員が十分に職務を遂行することができるよう、研修その他必要な支援を講ずるよう努めるものとする。
- (2) 県教育委員会は、地域連携教員の活動状況の把握に努めるものとする。
- (3) 県教育委員会は、地域連携教員の設置に関して評価を行い、必要に応じて指針の見直しを図ることとする。

第 8 委任

この指針の実施細目は、別に定める。

附 則

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

この指針は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。